

令和 8年 4月 6日

(宛名) 野田市議会議長

会 派 名 市民ネットワーク

経理責任者名 小室 美枝子

野田市政務活動費収支報告書

次のとおり令和7年度野田市政務活動費に係る収入及び支出について報告します。

1 収 入

政務活動費 270,000 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	40,152	全国地方議員社会保障研修会
広 報 費	231,825	議会報告発行(3回)
広 聴 費	0	
資料作成費	1,700	複写機使用料
資料購入費	8,900	書籍、週刊新社会
備品購入費	0	
その他の経費	11,957	NHK受信料
合 計	294,534	超過分は、自費で支出

3 残 額 0円

令和7年度

市民ネットワーク

(四)

[illegible]

領収書

野田市議会市民ネットワーク小室美枝子様

日付: 2025 年 10 月 24 日

領収書番号 NO.34

金額 40,000 円

内訳 2025 全国地方議員社会保障研修会参加費・資料代

振込手数料 152円

計 40,152円

団体名

大阪社会保障推進協議会

〒530-0034

大阪市北区錦町 2-2 国労会館内

TEL06-6354-8662 fax06-6357-0846

メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

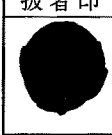


ご利用明細票

お取扱日	店 番	取 扱 番 号
07-10-24	05612	A93370007
取扱店	リタイオン	
払込口座	[REDACTED]	
払込金額	*40,000	料金 *152
振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行) 日 記 簿 用 振込金額 40,000 お 振 込 人 小室美枝子 様 日 付 印		振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
入金額	*40,160	
おつり	*8	
商品のご案内のため郵便局では個人情報 情報の利用同意をお願いしています		

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

③広 報 費(№ 1)

領 収 証		No. 02914																														
市民ネットワーク小室美枝子様		2025 年 5 月 7 日																														
金 額	¥136400-																															
但し	議会報告 20,000部 印刷代として																															
	上記の通り領収いたしました																															
内 訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">現金</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>小切手</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手 形</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>訳 込</td> <td></td> <td></td> <td>136</td> <td>400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>136</td> <td>400</td> <td>-</td> </tr> </table>		現金						小切手						手 形						訳 込			136	400		計			136	400	-
現金																																
小切手																																
手 形																																
訳 込			136	400																												
計			136	400	-																											
納入代金																																
消費税																																
立替金																																
株 式 有 限 公 司	〒266-0268 千葉市中央区 TEL 043-266-XXXX FAX 043-266-XXXX 番268号 制団地内 番(代表) 番																															
扱 者 印	 																															

○金額訂正又は社印、扱者印のないものは無効いたします

政務活動費より 68,200円 支出

(別 紙 10)

印刷物等作成費確認票

会 派 名 市民ネットワーク
 代表者名 小室美枝子

確 認 事 項		確 認 欄	按分による 支出割合
1	発行元（会派名・住所）が記載されているか	☒	<u>50</u> 100
2	記事は議会報告、調査研究活動等であるか	☒	
3	印刷物は機関紙、後援会報等のものでないか	☒	
4	一部に不適正な記事が掲載されてないか ⇒ 按分	☒	
5	領収書等の内容は適正か	☒	

① (作成費用) 136,400 円作成部数 2,000 部② 折り込み等の配布費用 0 円折り込み等の配布依頼部数 0 部③ 按分率 $\frac{50}{100}$
 $(①+②) \times ③ =$ (支出額) 68,200 円

③広 報 費(Ⅱ 2)

領 収 証		No. 02920																																																		
野田議会 市民ネットワツ小室美枝子様		2025 年 11 月 19 日																																																		
金 額	¥130900-																																																			
但し 議会報告 19,000部 印刷代として																																																				
内 訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">現 金</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>小切手</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手 形</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>130900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>¥130900-</td> <td></td> </tr> </table>		現 金										小切手										手 形										振込								130900		計								¥130900-	
現 金																																																				
小切手																																																				
手 形																																																				
振込								130900																																												
計								¥130900-																																												
上記の通り領収いたしました																																																				
内 訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">納入金</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		納入金										消費税										立替金																													
納入金																																																				
消費税																																																				
立替金																																																				
株 式 有 限 公 司 千葉県 千代田市 千代田区 千代田 番268号 〒266-0000 TEL 0476-266-XXXX FAX 0476-266-XXXX 社 有 印 																																																				

○金額訂正又は社印、抜者印のないものは無効いたします

政務活郵費より 65,450円 支出

(別 紙 10)

印刷物等作成費確認票

会 派 名 市民ネットワーク
 代表者名 小室 美穂子

確 認 事 項		確 認 欄	按分による 支出割合
1	発行元（会派名・住所）が記載されているか	☒	<u>50</u> 100
2	記事は議会報告、調査研究活動等であるか	☒	
3	印刷物は機関紙、後援会報等のものでないか	☒	
4	一部に不適正な記事が掲載されてないか ⇒ 按分	☒	
5	領収書等の内容は適正か	☒	

① (作成費用) 150,900 円

作成部数 1,9000 部

② 折り込み等の配布費用 0 円

折り込み等の配布依頼部数 0 部

③ 按分率 $\frac{50}{100}$

(①+②) × ③ = (支出額) 65,450 円

領 収 証		No. 03183																											
市民ネットワーク小室美枝子様		2026 年 2 月 20 日																											
金 額	¥ 130,900 -	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">内 訳</td> <td style="text-align: center;">現 金</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小切手</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">手 形</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">振込</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">130,900</td> </tr> </table>	内 訳	現 金					小切手					手 形					振込						計				130,900
内 訳	現 金																												
	小切手																												
	手 形																												
	振込																												
	計				130,900																								
但し 議金報告 No. 40 印刷代として 19,000 円																													
上記の通り領収いたしました																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">納 入 代 金</td> <td style="width: 100%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消 費 税</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">立 替 金</td> <td></td> </tr> </table>	納 入 代 金		消 費 税		立 替 金		株式会社 千葉市 番 268 号 〒 266 団 地 内 TEL (代表) FAX	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">扱 者 印</td> <td style="width: 100%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  </td> <td>  </td> </tr> </table>	扱 者 印																				
納 入 代 金																													
消 費 税																													
立 替 金																													
扱 者 印																													
																													

○金額訂正又は社印、扱者印のないものは無効といたします

政務活動費対象の 98,175 円のうち

政務活動費より 83,741 円を支出

※政務活動費交付額、全額支出済のため、14,434 円は自費で支出

(別 紙 10)

印刷物等作成費確認票

会 派 名 市民ネットワーク
 代表者名 小島美枝子

確 認 事 項		確 認 欄	按分による 支出割合
1	発行元（会派名・住所）が記載されているか	☒	$\frac{75}{100}$
2	記事は議会報告、調査研究活動等であるか	☒	
3	印刷物は機関紙、後援会報等のものでないか	☒	
4	一部に不適正な記事が掲載されてないか ⇒ 按分	☒	
5	領収書等の内容は適正か	☒	

① (作成費用) 130,900 円

作成部数 19,000 部

② 折り込み等の配布費用 0 円

折り込み等の配布依頼部数 0 部

③ 按分率 $\frac{75}{100}$

(①+②) × ③ = (支出額) 98,175 円

⑤ 資料作成費(冊 1)

納入通知書兼領収書

野田市

登録番号 T4000020122084

住所	千葉県野田市鶴奉 7-1					
氏名	市民ネットワーク 様					
年度	07	会計	一般会計			
款	項	目	節	摘要	予算区分	調定番号
22	04	03	01	077	現年度	07066142
金額		1,700 円				
		10%対象	1,700円 消費税等			154円
納期限		令和 8年 3月31日				
内容	複写機使用料 4～3月分 (市民ネットワーク)					
取扱課名		議会事務局				
上記のとおり納入してください。						
令和 8年 3月17日 野田市長 鈴木 有				領収日付印	上記金額を領収しました。  収納金融機関	

野 田 市

政務活動費対象であるが

政務活動費交付額 全額支出済のため 自費で支出

⑥ 資料購入費(№ 1)

領収証

野田市議会 市民ネットワーク

小室 美枝子

様

¥500

但 ブックレット「やっぱり必要！独立した国内人権機関」代金として

Ｒ 8 年 / 月 日

女性差別撤廃条約の実現アクション 世話人

〒 千葉県船橋市前原東 3-6-17

• • • • •

領收書

2025 年 3 月 6 日

野田市議会 市民ネットワーク 様

¥ 8 4 0 0 円

ただし、『週刊新社会』2025年4月から
2026年3月購読料として

週刊新社会野田総分局

担当

政務活動費対象であるが、

政務活動費は全額 全額支出済のため 自費で支出

⑧ その他の経費(№ 1)

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名 野田市議会 様	
お客様番号 249-5891-102	
金額	83703 円
お支払期間 令和 7年 4月 ~ 令和 8年 3月	
受取人 本証は放送受信料の領収証にかわるもの ですから、大切に保管してください。 日本放送協	
お問い合わせ先・電話番号 NHK ふれあいセンター 0570-077-077	
領収日附印 (金融機関・CVS収入印紙貼付欄)	
金融機関・CVS→お客様	

NHK受信料 83,703円のうち

市民ネットワーク 負担/分として 11,957円

(別紙5)

令和7年12月17日

野田市議会議長 古橋 敏夫 様

会 派 名 市民ネットワーク

代 表 者 小室 美枝子

出張調査報告書

調査のため出張しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

1 出張者名 小室 美枝子

2 出張先及び研修名称等

(場 所) 大阪市北区錦町2-2 (オンライン参加のため自宅)

(会 場) 大阪社会保障推進協議会 国労会館

(研修会名) 全国地方議員社会保障研修会

3 出張期間

令和7年11月17日～19日

4 報 告

◇...研修会等の状況.....

①開催時間 午前10時00分～午後5時00分(3日間)

.....(休憩 13時から14時まで).....

②講師等氏名 11/17 午前の部:木曾 稔之 氏(シェアリンク茨木)

11/17 午後の部:さいき まこ 氏(漫画家)

11/18 午前の部:中野 加奈子 氏(京都大谷大学教授)

11/18 午後の部:日下部 雅喜 氏

.....(大阪社保協介護保険対策委員長).....

11/19 午前の部：森 裕之 氏（立命館大学教授）
11/19 午後の部：稲葉 剛 氏
（一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事）

◇ 参加の目的

市政に関わる社会保障の様々な視点から、将来にわたる課題やこれまでも問題になっていながら解決への糸口を模索している事例に対し学ぶこと。

また、専門的な着目点や先進的な取組を学び参考とすることの2点を目的とした。

◇ 会議の内容

1. まちづくりの視点から若者支援を考える 木曾 稔之 氏

○子供や高齢者への社会保障の学習会は多くあるが、若い世代（若者）にアプローチする具体的な活動について、まちづくりの視点から若者が抱えている課題、若者支援をなぜやるのか、どんな未来に繋がるのかという視点から問題提起があった。確かに公的支援が届いていない、若しくは支援の必要性が見えにくいという点に注目した木曾さんである。講師は、ミュージシャンとして活動する中で、若者との接点があり、学生の市民活動窓口を担う中で、若者向けのシェアハウスの管理人となった。このことから若者への居場所の必要性やシェアハウスに集う若者が抱える困りごとを解決するために、継続的なイベントや行政との連携を重ねた。そんな中（かなりのイベントを地域の中で開催した経験を持つ）、若者の声を聞いてきた。中には「家に帰りたくない」、「ヤングケアラーである」、「親や家族の問題がある」、「家族の収入の支えが奨学金やバイト代が充てられている貧困の問題」が見えてきた。中には困難を抱えていることに気づかない若者もいる。若者には自分の力で環境（問題）を解決する力は備わっていない。

○具体的な取組で提供しているもの（安心安全な住居、頼れる仲間や大人、多様な考えを持つ人との出会い、安全な対話の場、その他同行支援など）。これらの取組を人と人との関係性の中で時間がかかるかもしれないが「待つ」姿勢で実践している。活動から見えてきたことは、「若者は困っていない。大学に行けるのは幸せなことだ。」と、表面上は問題がないように見えるかもしれな

い。しかし、裏にある虐待や課題があることがわかった。豊かな経済も暮らしも一人一人の心の豊かさがもたらし、関係性から生まれるものである。

2. スクールセクハラの実態と対策を考える

さいき まこ 氏

○学校での性暴力を食い止めるには（「スクールセクシャルハラスメント」という文言から受ける印象と「学校での性暴力」の違いは大きいように感じる）

○性暴力とは何かについて考えるときに、どのくらい私たちは実態が見えているのか、知っているのかについて。教員の性暴力の背景には学校という権力装置が大きく働いている。なぜ被害は発覚しづらいか、その被害と大人の認識の決定的な誤りがこの性暴力のむごさを覆い隠してしまっているのではないだろうか。その一つに、学校内の性暴力は昔から存在している。発覚しても「不祥事」としか捉えていない学校側の認識の低さが大問題であり、場合によっては被害を訴えても二次被害に発展してしまうことの問題。現在、包括的性教育が現場で行われているがその実効性について考えていきたい。

○加害者と被害者について。教員と生徒の「特別権力関係」にある背景が大きい。また児童生徒も「まさか先生が悪いこと、変なことをするはずがない」、「先生は成績評価する強い立場にいて、言い出せない」、「先生だから、にげることとも言り返すことも出来ない」また、この行為が被害だと気づくのに時間も要し、被害を長期間抱えたまま理解できた頃には、心も身体的にも影響が出てしまうケースが少なくない。

○性暴力を防ぐ対策とは・・・日本版DBSの効果は？

性犯罪は、子供の性的知識の未熟さ、加害者との関係性から弱い立場に置かれているということにつけ込まれている。加害者はそれを熟知し利用している。

防犯カメラより、よっぽど大事なことで、必要なことは「性教育」である。しかし、性教育は取り残されてきた。歯止め規定の存在があり、今その撤廃の声が上がっている。包括的性教育の土台「人権」を重視した取組が求められている。

○日本のプレコンセプションケアは、WHOのプレコンとは別物である。日本のプレコンは、産むことが前提で、健康管理等については、WHOも提唱しているが、自己決定権を踏まえ、少子化対策の一環との指摘があり、権利が見当たらない。ここにこそ、問題の核心があるのではないか。

3. いのち・暮らしをまもるための自治体での社会福祉政策で出来ることはなにか

中野 加奈子 氏（大谷大学社会学部）

○「いのち」と「暮らし」を守るために自治体で何が出来るのかを考える。

○社会福祉を「制度」ではなく「住民の権利」として捉えるという視点がそもそも重要だと言う話にうなづく。

○生活保護裁判・ケアラー条例の2つの事例から、地方議員の役割を考えること。社会福祉の原点は、福祉は権利であるということ。「保護」から「保障」へ、「施し」から「権利」へ。地方自治体の目的は住民の福祉の増進であり、国の制度の下請けではなく、独自政策の主体であることを改めて認識する。

現代社会は、バブル崩壊以降「雇用・家族・地域」が脆弱になってきており、正規雇用が減少し、非正規、単身、高齢世帯が増加している。そこにジェンダーの問題も絡んできて、働いても暮らしていけない人が増えている。にもかかわらず、制度は縮小し、物価高騰と実質賃金の低下により、社会保障に頼らざるを得ない人が増えている。そんな中、生活保護裁判により、生活保護算定の偽装問題が浮上。毎日、お金の計算をしている、今日のこしか見通せない明日への不安におびえる。全国的に「裁判アクション」が展開されてきた。これほどの数の裁判が起きていることを知った。最高裁判決後も国は原告に謝罪をしていない。（その後、高市政権が国会で謝罪）

○地方自治体で取り組めること

・国を批判するだけではなく、憲法の理念を現場で実現するための政策を実践していくことについて

・抵抗の側面としては、国の不当な基準や方針について「異議を唱える」創造の側面としては地域の資源や人々の力で「新しい福祉の形をつくる」。

・地方議員が出来る具体的な行動として、福祉事務所へのヒアリングと動向調査がある。行政の監視だけでなく、行政への信頼を回復させる対話の場を設けていくことという。

・福祉の視点から「ケアを巡る問題」にも言及があった。ケアをする人を支える仕組み。京都市のケアラー支援条例作りに議員どのように関与したのか。

①現場の声を政策に翻訳「ケアの実態を政策言語に変換する」

②当事者参加を保障する媒介者「議員は当事者と行政を橋渡しする役割を担う

」声なき声を可視化する。

③自治体の政策権限を生かす。「国の制度改正を待たず、自治体レベルで福祉を前進させ、国を動かす力となってきた事例が紹介された。

5. 介護保険 25 年を検証し、今、自治体がすべきことを考える

大阪社保協 介護保険対策委員会 日下部 雅喜 氏

○介護保険制度と保険料・・・介護保険の運営主体（保険者）は、「市町村」である。①高齢者は「地域」で生活、②住民に身近な基礎自治体、③福祉・保健事業の実績であり、他の社会保険については、国民健康保険が都道府県、年金保険は政府が所掌するとなっており、地域性が考慮されている。しかし、高齢化率が全国的に上がるにつれ、自治体間の差が生じてきている。介護保険スタート時の 65 歳以上の第 1 号保険者数と第 2 号保険者数の割合は、第 1 期においては、17%・33%だった割合が、今期（第 9 期）は、23%・27%という割合にまで上昇してきた。そのため介護サービスの総額に 23%を掛けた金額を市町村の 65 歳以上の人口で割った金額が介護保険料となるような算出の仕方であり、高い傾向が続くことは容易に想定される。また、介護保険料の徴収は、制度当初から特別徴収であり、年金から年間 18 万円以上あれば天引きされる仕組みであるため、かなり厳しい徴収であることがわかる。そのうち介護保健認定者は 19%程度と言われ、残りの 81%以上の人は、掛け捨てである。

このような、実態にも拘わらず、①公費は増やさない、②保険料の値上げは、もう限界、③給付は削減という現実から、負担増による介護保険制度の限界に至っている。

○介護保健財政の仕組み・・・保険料 50%と公費 50%であり、国庫負担金（調整交付金＋定率分）と都道府県負担金 12.5%と市町村負担金 12.5%である。これは基準として理解していたが、調整交付金の増減分は、65 歳以上の保険料で調整していると聞き、固定ではないことを知った。これは後日聞き取りを行い、その実情を改めて確認する。また、介護保険会計の基金の使い方が、ここ数年変化が生じてきているとの話であった。基金残高が発生した場合には、保険料を高く設定した結果であり、その分還元すべきとの考えが、貯め込みすぎの市町村が常態化しているというのである。厚生労働省もその姿勢を後退さ

せているため、各保険者が決定する保険料金については、今後も基金の使い方に注視していく必要がある。また、一般会計の繰入は法的には可能である。

○介護保険 25 年の現実・・・介護保険制度は「危機的」状態である。重大な機能不全、深刻な担い手不足（これは当初からあった課題ともきく）、保険料の支払いによる困難が招く危機（物価高騰や年金の切り下げ等による経済事情が悪化している中での保険料の支払いが限界に来ている）1723 自治体の自治体首長へのアンケートでも介護保険サービスの提供体制の持続に危機感があるかの問いに 97%が危機感を感じているとの回答。

○介護保険の危機は、なぜ起こったか・・・相次ぐ給付削減と負担増、低く固定化された介護報酬（事業所の経営難が続く）、深刻さを増す人手不足。

居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）は 2018 年をピークに連続して減少し、介護支援専門員の実務研修試験の受験者と合格者の推移は、驚くほど下がっていた（平成 30 年）には受験者数は前年の約 37.5%にまで下がっていた。また、ケアマネジャーの高齢化も課題になっている。このままでは、介護保健事業に携わる介護職員の充足率は、2040 年には 77.4%になるとの試算が出ている。手は足りず、サービスの低下の中で、介護保険料は右肩上がりと言う想定に至る。そのような想定がある中、2024 年度には訪問介護基本報酬の引き下げが強行に行われた。これによりこの年介護報酬改定は 1.59%のわずかなプラスになったが、2024 年過去最多の倒産・休業・解散件数になってしまった。この訪問介護事業の報酬引き下げの要因として訪問介護事業所が、集合住宅型に進んでいることが要因と言われ、集合住宅型が過去最多の事業所件数になった。

○自治体すべきこと・・・①国に対する積極的な意見表明、②第 10 期介護保険事業計画作成に対する取組、③「介護の人材確保」の自治体の施策があげられた。第 10 期の改定内容は、利用者の負担 2 倍化、ケアマネジャー有料化、要介護 1、2 の保険外し等が、主な改革内容と言われているが年内には結論がでていない。各自治体からは、積極的に意見表明や地方議会から意見書が出されている。（全国 1731 自治体のうち 18%、47 都道府県のうち 34%）自治体としての姿勢が問われている。野田市議会において、意見書を提出したが不採択の結果に至った。

5. 自治体財政の基本と地方自治の新しい地平を考える

立命館大学 森 裕之 氏

○自治体財政の基本は、赤字にしないこと。①基金に積み立てるか、②翌年度に使うかの判断をし、地域の暮らしの発展に尽力する。

財政と歳出の原則は、「収入の範囲で最大の福祉を実現する」ことである。しかし、例として新居浜市が財政調整基金を取り崩し、実質単年度収支が5年連続赤字だった経緯があり、財政調整基金をどんどん取り崩す体質になってしまった。専門家からは早く財政への手当を考えるべきだと言う指摘がある。また、西予市も「市の財政は危機的な段階に突入した」という危機感から市長が赤字回避プランを発表したケースもある。これにより、変革に向けたプランを公表し、公共施設の再編や職員の人件費の見直しなどの具体的な方向性を示した。このような財政の危機感をもった自治体が複数見られるようだ。

○「人と人のつながり」をつくる自治体政策を！地方自治の新しい地平（新しく見る視点）とは。

「日本に孤立・孤独が広がり、新しい社会問題になっている現状は、この国の国力さえ脅かしつつある。これまで、孤独や孤立は市民社会（個人・家族・地域）の領域に属するものと認識されてきたため、政治や財政の課題であることは考えられてきていなかった。そのための「コミュニティ」の再構築が必要になっている。日本の人口推移予測の現実を受け止める必要がある。日本地図を示され、無居住化進む地域は18.7%に上る50%減少が32.3%、30%以上減が28.5%、30%未満の減が17.5%。増加が見込めるのが3.1%という厳しい想定である。このような人口減少を踏まえた、家族のあり方、家族の形がデータとして表れている。（例：八尾市の一般世帯の推移）また、単独世帯の年齢別割合の推移を例に実態調査の数字があらわされていた。

内閣府「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年実施）から孤独や孤立の強く感じる場合の社会的な繋がりがなくことからくる課題。

日本では、2024年4月から「孤独・孤立対策推進法」が施行された。人口減少社会と孤独・孤立問題は、公衆衛生上からも多くの事例が見えてくる。→人口減少社会になっても一人一人が「人とのつながり」を持つことで幸福な社会を築くことができる。このことを現実の公共政策につなげる。

○自治体事例 1. 明石市の子度立て支援政策、2. 大牟田市の高齢者福祉、
3. 釧路市の生活保護・困窮者支援、4. 都城市の公共施設再編(立地適正化
計画)、5. 名張市の包括的コミュニティ政策

各自治体が、幸福度を上げていくための事業の事例を挙げ、「人と人のつながり」が喪失されてきた背景から、改めて構築していく事業の展開に期待するところが大きい。

6. 「家のないひと」の実態とハウジングファーストの実現のための自治体政策について

稲葉 剛 氏

○路上生活者のこれまでの振り返り・・・1993 年から新宿駅西口地下段ボール村、1994 年から路上生活者支援活動（新宿駅西口地下の段ボール村を排除し、地下通路にフェンスを立てて封鎖、大井埠頭に 4 週間追いやった。後路上に戻し「どこへでも行け」とした）

○日本の絶対的貧困・・・厚生労働省人口動態調査により、路上生活者の死因が「食糧不足」つまり、餓死。ピークは 2003 年 93 人。そのころの「水際作戦」との戦い 1990 年代：住まいのない人、稼働能力のある人を一律に排除、65 歳以上でないとダメ、軽労働も出来ない人でないとダメ等。職員の差別的・侮辱的言動があった。2000 年代 法律家・NPO 関係者による申請支援活動が始まる。これにより、水際作戦を突破し、生活保護を利用して路上から脱却する人が増え、路上生活者が激減した。しかし、地域格差も大きく、保護率が高いことは悪いことという意識があった。

ホームレスの精神疾患有病率調査。（施設に入っても出てきてしまい、こらし性がない等と思われる背景）

○「ハウジングプア」の全体像から・・・「家はあるが、居住権が侵害されやすい」居住権を認めない賃貸物件。「屋根はあるが、家がない状態」ネットカフェ、ドヤ、サウナ、施設、病院、友人宅等。「屋根がない状態」路上、公園、河川敷等。

○2017 年東京都調査・・・ネットカフェ等に寝泊まりする住居喪失者
住居喪失者 30 代 38.6%、20 代 12.3%。寝泊まりに路上を利用 43.8%。平均月収は 11.4 万円。困ったことを相談できる人が居ない 41.3%。相談出来る人

友人 35.3%、親 3.9%。住居を確保するに当たって、高いハードルとなっているのが、「入居に必要な初期費用の貯蓄」とあげた人の割合が 62.8%、「家賃を払い続ける」安定的な収入がないが 33.3%、「保証人の確保」が 30.9%。これらの住居喪失は、何をもたらすのか・・・住民票削除により、求職活動が困難になった。2016 年以降は、マイナンバー制度の影響が出ている。公的サービスから排除されやすい。（生活保護には「現住地保護」もあるが「住所不定者」的な差別的な運用も多く、「水際作戦」も頻繁）世間のマイナスイメージによる精神的なダメージは、人間関係の喪失にもなっている。

○つくろい東京ファンドによる住宅支援・・・2014 年東京都中野区にシェルター 7 部屋を確保。10 年間で 180 名が利用。その後中野区・練馬区にアパートを借り上げてシェルターを増設。2020 年 3 月より個室シェルターを増設 25 室から 53 室に。ハウジングファースト支援モデル(ホームレス状態からその人自身の住まいへと移る変化が、心と体を回復の始まりとなる。コミュニティから阻害された者が価値あるコミュニティのメンバーに変えること)

○「セーフティネットのほころび」の問題

- ・「本人にも問題があるのではという先入観
- ・制度にアクセスできないという社会的排除
- ・高齢者、障がい者、ネットカフェに暮らす若者や女性、低年金の高齢者、難民申請中で在留資格のない外国人が、民間支援団体に助けを求めてくる。

○外国人困窮者のホームレス化・・・コロナ禍で仮放免者の貧困が顕在化した。2022 年 12 月～新規入国者の難民相談が急増している。難民認定申請者への公的支援が機能していないため、子供連れの家族や妊婦が路上生活を強いられているケースもある。（日本語を指導する市民団体からも、家族が強制送還されてその家族やお子さんへの支援も増えてきている。突然、家族が居なくなるケースに対応しているのも市民団体であると聞く）日本の入管政策が貧困を作り出している。支援現場の課題としては、地域間格差が生じている。代理納付は生活保護世帯の入居の改善に繋がっている。家賃保証会社の利用が一般的になったマイナス面は、家賃滞納データベースの存在から、ネットに出ている犯罪歴がデジタルトゥーとなるケースも増えてきている。コロナ禍以降は、中高年の単身男性に加え、若年層や女性、外国人のホームレス化が進むという。

○住宅確保配慮者に対する賃貸人の入居制限の状況・・・高齢者に対して、8割が拒否感を持っている。お金があっても居住内での孤独死や、介護サービスの出入りがある等の理由。障がい者に対しての拒否感7割、子育て世代に対して1割が拒否感。外国人に対しては7割が拒否感。昨年の7月以降の排外主義影響。家賃の支払い等に対する不安などの理由により入居制限がなされている。その他、セクシュアルマイノリティの住宅問題もある。これらに対して空き家活用住宅セーフティネットは、2017年に抜本的な改定がなされた。居住福祉の視点がない日本の政策は、福祉政策と住宅政策が連動していない。

○2022年9月～ビッグイシュー基金 あまやどりハウス事業。2023年9月から2024年8月、13人が利用。セーフティネットの再構築が求められている。

◇ 受講して参考になった点等

福祉の視点、人権の視点を基軸とした各講師のお話は、示唆に富んでいた。目標とするまちづくりと現状との落差を感じながら、それでも出来ることはあるだろうというヒントを感じ取ることができた。

国の制度による補助金の使い方や、制度自体の欠陥とも言えることに対しては、今後も声を上げながら、関係者や専門的な知識、先例となるような民間の事業等について、具体的に野田市でも実行できそうな提案を行っていきたい。

【参考になったポイント】

◆まちづくりの視点から若者支援を考える

メインとなる人材がいるのかという点はさておき、どのように市民を巻き込むかという点と、若者を巻き込む、若者に近づけるイベントによって、若者の内面にある課題を顕在化していくことから始まる支援についての流れが発展的であった。

若い方へのアプローチは、大きな課題である。しかし、将来にわたる公的支援を考えると、早い時期に接点を持つていくことも重要だと思う。

◆スケールセクハラの実態と対策を考える

ジャニーズ問題によって、男子への性加害が社会に与えた影響は大きい。この事件を通して、子供への性加害は、昔から被害が隠されてきた。見ていない

ふりをされながら被害者が後年に抱えるトラウマからの生きづらさも含め、重大さが認知されつつある。この講座によって、被害者の思いやこれまで抱えてきた困難を聞くことが出来た。被害を出さないためには、「性教育」の重要性は、これまでも議会でも取り上げてきたが今後のアプローチを更に考えていきたいと思う。今年 12 月から日本版 D B S が施行される。その取組についての直接的な期待よりも、この制度から加害への抑止力になるような取組と被害者を出さない取組は、両輪として機能させていきたい。

◆いのち・暮らしをまもるための自治体での社会福祉政策でできることは何か
社会福祉の原点は、福祉は権利であるとの講師の思いは、大きく胸に響く。日本における課題は構造的であり、特にバブル以降の雇用や家族・地域が脆弱になってきて、生活の安定は自己責任化されたてきた。しかし、実情は、働いても暮らしていけない層が拡大しているのである。そのことを直視し、他人事ではなく、自分のこととして考えていかなければならない。また、地方議会での議会の活動では、条例策定の具体的な行動が参考になった。議会全体を巻き込むことは難しいが、先例としての条例化は目標である。

◆介護保険 25 年を検証し、今自治体がすべきことを考える
今回は、介護保険の基本的な制度の仕組みを丁寧におさらいしてくれた。開始から 25 年の制度を振り返り、高齢化が進むことは制度の設計時から想定したことではあるが、それ以上の拡大を抑えるような改定が行われているのではないと思う。制度上から、具体的に自治体への質問のヒントや改善に向けた取組み、また議員として出来ることは何かを提案してくれた。その一つに、今回の講座等を通して、難しいとは思っていたが、意見書の提出を試みた。既に閉会した 12 月議会では不採択となってしまったが、出さずにいるよりも、提出した経緯や問題点を指摘できたことは良かったと思うようにしている。まだまだこれからという気持ちになる講座であった。

◆自治体財政の基本と地方自治の新しい地平を考える
自治体会計は、赤字を出さないことを中心に基本的な内容であった。私が期待していたことは、どの項目をみればその自治体の財政力をチェックできるのか、類似団体との比較による差で何が課題になっているかを知りたかった。財政的な危機感を公表した自治体の決算カードや状況資料集等を確認して、そ

のヒントが得られれば良いと思った。

後半の人と人とのつながりを公共政策の課題として危機的な状況を認識せざるを得ないと感じた。財政をどのような政策や具体的な事業に結びつけるのか、孤立を防ぐための具体策を講じる必要性は認識している。

◆「家のないひと」の実態とハウジングファーストの実現のための自治体政策について

講師の稲葉さんのお話を伺う機会は何度かあった。これまでの活動は本当に頭が下がる思いである。困難を抱える生活者の視点に立った継続的な活動を行っている。衣食住との「住」は、人が社会生活を営む上で、定住できる居場所としての「家」は、人権の観点からも重要だ。ハウジングプアの実態は、日本ならではの事例もあるようだ。また外国人に対する排外的な政策が、さらに住宅確保の問題を拡大させていると思う。

住宅確保配慮者への課題について、外国人が借りにくい状況等の解決に、改めて取り組みたいと思った。